

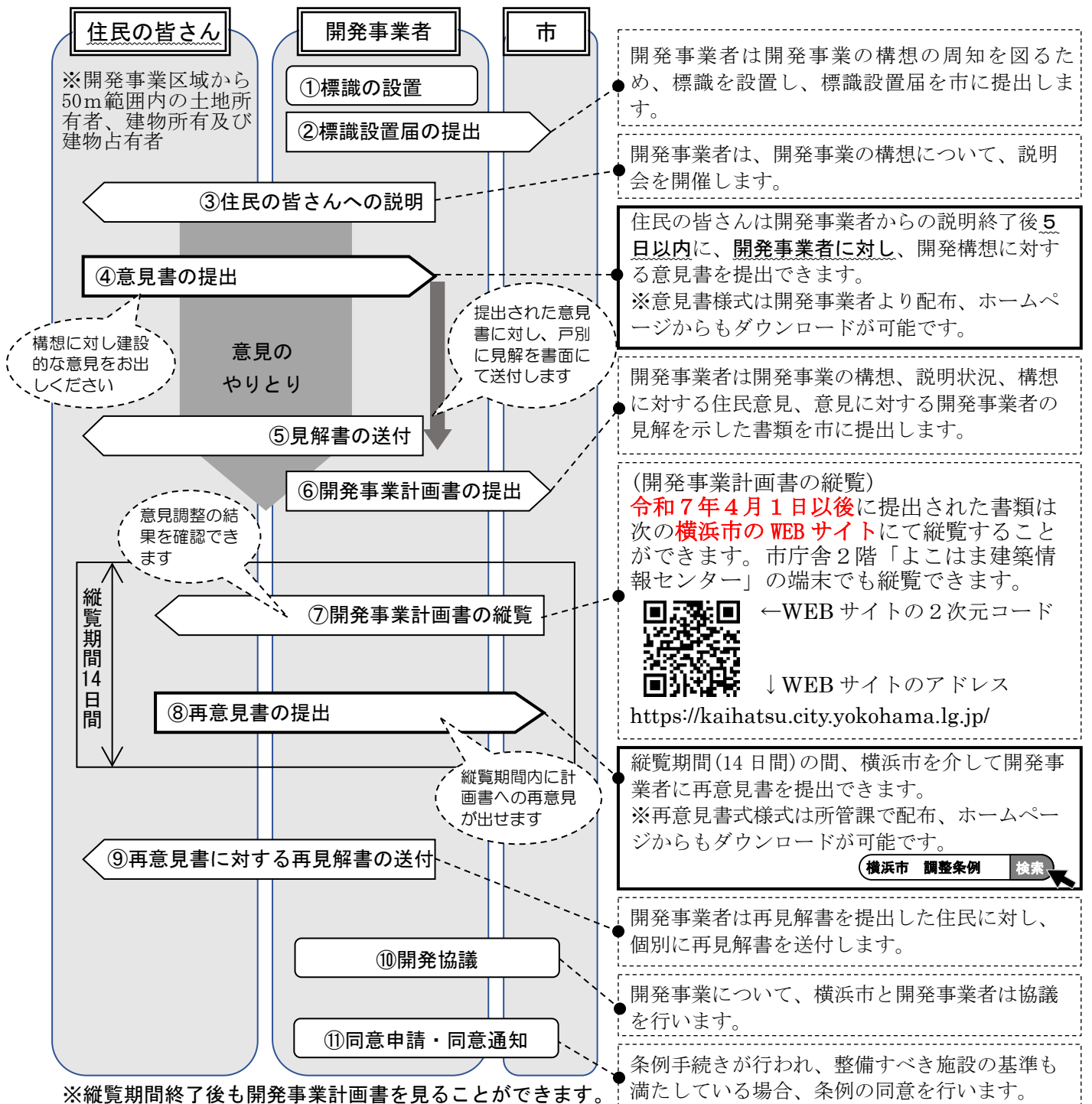
開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ

横浜市内で、開発行為、大規模な共同住宅の建築等の開発事業を行う場合、横浜市開発事業の調整等に関する条例で、次のような手続きを定めています。

- ・ 開発事業を行おうとしている開発事業者による、開発事業の構想の周知、説明
- ・ 開発事業の構想に対する住民の皆さんからの意見聴取に関する手続き
- ・ 地域まちづくり計画及び周辺環境への配慮等に関する開発事業者と横浜市との協議

条例手続きの流れ

開発事業区域の周辺住民の皆さんは、地域におけるまちづくりを担う一員として、意見を出すことにより（下図の④意見書の提出及び⑧再意見書の提出）、開発事業者と開発事業の構想について調整を図ることができます。



開発事業者は開発事業の構想の周知を図るため、標識を設置し、標識設置届を市に提出します。

開発事業者は、開発事業の構想について、説明会を開催します。

住民の皆さんは開発事業者からの説明終了後**5日以内**に、**開発事業者に対し**、開発構想に対する意見書を提出できます。
※意見書様式は開発事業者より配布、ホームページからもダウンロードが可能です。

開発事業者は開発事業の構想、説明状況、構想に対する住民意見、意見に対する開発事業者の見解を示した書類を市に提出します。

(開発事業計画書の縦覧)
令和7年4月1日以後に提出された書類は次の横浜市のWEBサイトにて縦覧することができます。市庁舎2階「よこはま建築情報センター」の端末でも縦覧できます。

←WEBサイトの2次元コード (QR code)
↓WEBサイトのアドレス
<https://kaihatsu.city.yokohama.lg.jp/>

縦覧期間(14日間)の間、横浜市を介して開発事業者に再意見書を提出できます。
※再意見書式様式は所管課で配布、ホームページからもダウンロードが可能です。

横浜 調整条例 検索

開発事業者は再見解書を提出した住民に対し、個別に再見解書を送付します。

開発事業について、横浜市と開発事業者は協議を行います。

条例手続きが行われ、整備すべき施設の基準も満たしている場合、条例の同意を行います。